

中国ビジネス Q&A 企業からみた中国「外商投資法」への対応

Q 最近、中国関連のコンサルティング会社や弁護士事務所より、「外商投資法」の対応期限の到来に伴い、中国の現地法人に関して必要な対応事項があるとよく耳にしますが、その詳細について教えてください。

A 中国の「外商投資法」とその関連規定である「外商投資法実施条例」は2020年1月1日より施行されました。「外商投資法」施行に伴い、既存の外商投資企業についても、組織形態等の調整が必要です。その対応期限は24年12月31日までで、残り1年半しかないため、本資料では、企業の視点からみた本法の概要と求められる対応事項について解説します。

※本資料は23年6月時点の中国関係当局の規定・資料に基づき作成。

1. 「外商投資法」の概要

「外商投資法」と関連規定の「外商投資法実施条例」は20年1月1日より施行され、従来の「外資三法」および関連規定から新たな法制度に代わりました（図表1を参照）。

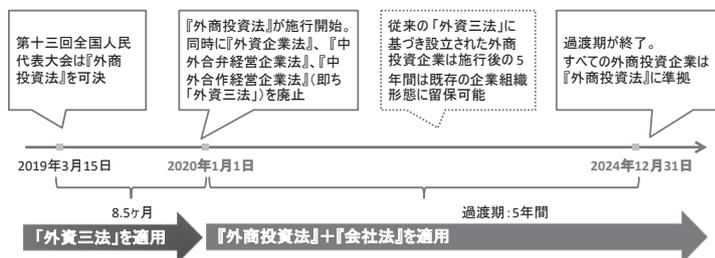
「外商投資法」は外商投資を規定する基本法として、「内資企業と外商投資企業を平等に取り扱う」としています。

中国では、内資企業の組織形態および経営活動などは

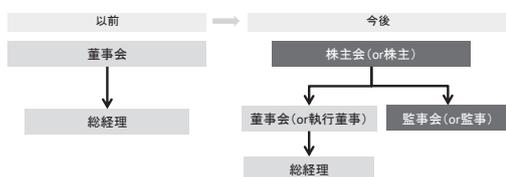
図表1 外商投資に関する法律および行政法規

属性	2020年1月1日以前	2020年1月1日以降
法律	「外資企業法」「中外合弁経営企業法」「中外合作経営企業法」(以下「外資三法」と略称)	「外商投資法」(+「会社法」)
行政法規	「外資企業法実施条例」「中外合弁経営企業法実施条例」「中外合弁経営企業の合弁期限の暫定規定」「中外合作経営企業法実施条例」	「外商投資法実施条例」

図表2 「外商投資法」施行の予定



図表3 組織構造の調整



「会社法」に従う必要があります。「外商投資法」施行後は「内外統一」の精神のもと、外商投資企業に対しても「会社法」が適用されますので、外商投資企業の組織形態や経営活動などについても同法に従う必要があります。

「会社法」に従うことについて、外商投資企業が十分に対応できるよう、5年間の移行期間が設定されています。20年1月1日以前に「外資三法」に基づき設立された外商投資企業は、「外商投資法」施行後5年以内（24年12月31日までの間）は、従来の組織形態や経営活動などを継続することが可能とされています（図表2を参照）。

2. 企業が求められること(規制面)

それでは、24年12月31日までの残り1年半の期間で、外商投資企業はどのような対応が必要となるのでしょうか。組織形態や経営活動などが「会社法」の規定と合わない場合、規制面での主な対応事項は以下の通りです（図表3を参照）。

<主な対応事項>

- ◆新たな最高意思決定機構として、株主会（または株主[※]）を増設する
- ◆監事会または監事を増設する
- ◆董事会、総経理の権限を「会社法」の規定に合わせて調整する
- ◆会議召集や決議権限などを「会社法」の規定に合わせて調整する
- ◆上記調整により、会社定款を改訂する
- ◆改訂後の新しい会社定款を所在地の市場監督管理局に備案（届け出）する

※海外から100%出資して設立した独資企業の場合、株主会は設置不要ですが、組織上は社内組織としての「株主」を設置する必要があります。

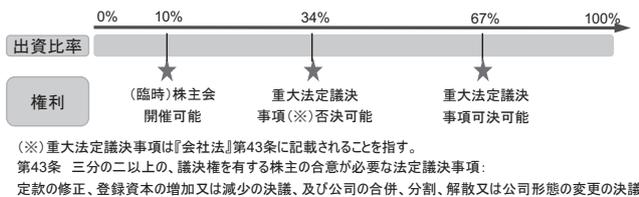
MUFG バンク (中国) 有限公司
リサーチ & アドバイザリー部

図表 4 定款改正「中外合併経営企業法」と「会社法」の主な相違点 (一部)

比較項目	旧「外資三法」の代表である「中外合併経営企業法」とその実施条例	「会社法」
権力機関	董事会は中外合資企業の最高権力機関であり、合併企業の一切の重大問題を決定する	株主会が会社最高の権力機関であり、董事会は株主会に対して責任を負う
会議召集	三分の一以上の董事の提議があれば、董事長は臨時董事会を開催することができる。董事会は三分の二以上の董事の出席がなければ開催できない	十分の一以上の議決権を持つ株主、または三分の一の董事が提議すれば、臨時株主会を開催することができる。十分の一以上の議決権を持つ株主の提議があれば、株主会を開催できる
決議	定款修正・清算・増資/減資・合併分割等、重大事項については、出席した中外董事の全会一致でなければ決議できない	株主会会議で行う、公司定款の修正、登録資本の増加または減少の決議、および公司の合併、分割、解散または公司形態の変更の決議は、三分の二以上の議決権を代表する株主の同意を経て可決しなければならない
株式譲渡	合併の一方が第三者にその全てあるいは一部の株式権を譲渡する場合、合併他方の同意を得なければならない	株主が株主以外に出資持分を譲渡する場合、その他の株主の過半数の同意を得なければならない
法定代表者	董事長は合併企業の法定代表者	総経理でも法定代表者に任命されることは可能

1日以降、市場監督管理部門は法に従い、組織形態、組織機構等を調整せず、変更登記を行わない既存の外商投資企業に対して、その他の登記事項の申請を受理せず、当該状況を公表する」と明記しています。すなわち、本件に対応しない限り、外商投資企業の増資、減資、経営範囲変更、分

図表 5 出資比率に応じた権利の変化



公司新設等は実施できなくなる可能性があります。

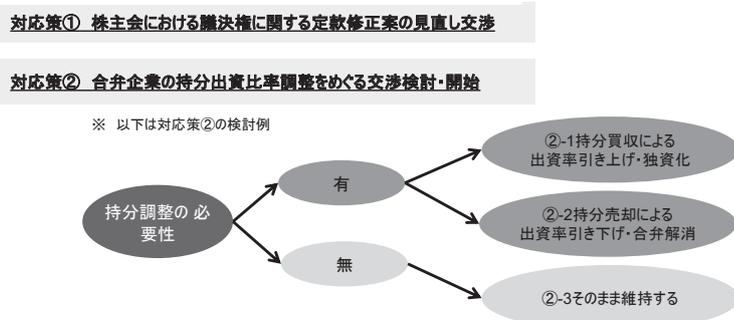
(2) 中国側パートナーとの交渉

合併会社の場合、企業組織形態をどう調整するべきかについては、合併双方の利益関係、発言権、議決権にも繋がる重要事項であり、他の株主との交渉や合意達成までも相応の時間がかかるものと想定されますので、早期に交渉を開始した方がよいと考えられます (図表 6 を参照)。

特に今までは董事会への董事派遣人数により、一定の権限を確保できていましたが、今後は董事会の代わりに株主会における出資比率で決議されるため、出資比率の調整も重要となります。中国事業の今後の方向性も含めて検討する必要があります。

対応期限まで残り1年半となった今、「外商投資法」への移行に伴う対応策の事前検討、社内での組織体制の変更、他の株主との交渉など、計画を立てて早期に対応していくことが必要な状況です。

図表 6 対応策 (想定される選択肢)



20年1月1日以前に設立された外商投資企業の定款は、旧「外資三法」に基づき作られているため、上記組織構造の調整に伴い24年12月31日までに「会社法」に合わせて見直す必要があります (図表 4 を参照)。

上記の対応事項のうち最も注目されているのは、合併企業の決議権限ルールの変更です。これまでは会社の重要事項について、董事会メンバー人数の一定比率で決議されていましたが、今後は株主会における出資比率の多寡で可決されることになるため、注意が必要です (図表 5 を参照)。

3. 企業への影響

(1) 当局関連

「外商投資法実施条例」の第44条では、「2025年1月

《参考資料》

● 通達：『外商投資法』、『外商投資法実施条例』(国务院令 第723号)

● 資料：MUFG バンク (中国) 実務・制度ニュースレター【第225号】

https://Reports.mufgsha.com/File/pdf_file/info003/info003_20190419_001.pdf

MUFG バンク (中国) 実務・制度ニュースレター【第240号】

https://Reports.mufgsha.com/File/pdf_file/info003/info003_20200107_001.pdf